第 31 回 (令和 6 年度) 千葉県建築文化賞

















募集期間 7.1~9.30





※写真はすべて第30回の表彰作品です。

Q W

【募集部門】

- ・一般建築物の部
- ・住宅の部

【応募方法】

応募用紙にご記入のうえ、下記までご応募ください。 ちば電子申請サービスによる応募も可能です。 詳しくは募集要領または千葉県庁HPをご覧ください。 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県庁 県土整備部 都市整備局 建築指導課 電話番号 043-223-3180



千葉県庁HP



千葉県建築文化賞



千葉県建築文化賞検討会議委<mark>員</mark>

委 員 長:岡部 明子(東京大学大学院教授)

_____ 副委員長:岩村 和夫 (東京都市大学名誉教授)

員:海法 圭(建築家) 加藤 未佳 (日本大学教授)

久富 清敏((一社) 千葉県建築士会会長) 藤本 香 (環境デザイナー、千葉大学特任教授)

主催:千葉県 共催: (一社)千葉県建築士会

後援 (公社) 千葉県建築士事務所協会 (公社) 日本建築家協会 関東甲信越支部千葉地域会

(一社) 日本建築構造技術者協会 関東甲信越支部JSCA千葉

(一社) 千葉県設備設計事務所協会 (一社) 日本建築学会 関東支部千葉支所

第31回 (令和6年度)

千葉県建築文化賞

募集概要

0 1 趣旨

千葉県建築文化賞は、優れた建築物を表彰することにより、建築文化・居住環境に対する県民の意識を高め、うるおいとやすらぎに満ちた快適なまちづくりを 進めていくことを目的に実施するものです。

0 2 対象建築物

一般建築物及び住宅※1の2つの部門において、下記

- (1)又は(2)を満たす建築物又は建築物群(まちなみ)であって、この表彰の趣旨に沿ったもの。
 - (1) 平成31年4月1日から令和6年3月31日に、千葉 県内において工事^{*2}が完了したもの。かつ良好 に管理され、使用されているもの。
 - (2) 千葉県内の既存の建築物又は建築物(まちなみ) であって、3年以上の継続的・体系的な景観づく り活動により、景観の向上が図られているもの。

03 選考の基準

- デザイン性に優れていること
- まちなみや周辺の景観と調和がとれていること
- 安全で快適な建築空間を創出していること
- 環境負荷の低減に配慮していること
- 防災への配慮がなされていること
- 施工上優れていること
- その他、独自の取組や提案がなされていること

0 4 応募・推薦の方法

【応募方法】①②いずれかの方法により応募ください。

① ちば電子申請サービスによる応募

右記載の応募・問合せ先の入力フォームに必要事項を入力の上、写真等を添付してご応募ください。

② 紙による応募

応募用紙に必要事項を記入の上、写真等を添付して 右記載の応募・問合せ先までご応募ください(提出部 数1部)。

【推薦方法】

自薦、他薦を問わず、どなたでも応募できます。

05 募集期間

一令和 6 年 7 月 1 日 (月) から 令和 6 年 9 月 3 0 日 (月) まで

- *電子の場合…令和6年9月30日(月)終日まで となります。
- * 持参の場合…平日(月~金)の 9 時~17 時までに 応募・問合せ先までお持込みください。
- *郵送の場合…令和6年9月30日(月)までの 消印が有効となります。

0 6 表彰

最優秀賞、優秀賞、入賞・・・両部門で9点以内

- ・受賞された建築物の建築主、活動団体等、設計者及 び施工者に対し千葉県知事が賞状を授与します。
- ・令和7年3月頃に表彰作品の発表及び表彰式を行 う予定です。

0 7 検討会議委員

委員長 岡部 明子(東京大学大学院教授)

副委員長 岩村 和夫(東京都市大学名誉教授)

委 員 海法 圭 (建築家)

委 員 加藤 未佳(日本大学教授)

委 員 久富 清敏 (千葉県建築士会会長)

委 員 藤本 香 (環境デザイナー、千葉大学特任教授)

(敬称略・委員は五十音順)

08 応募・問合せ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

TEL 043-223-3180

FAX 043-225-0913

URL ちば電子申請サービス入力フォーム



ちば電子申請サービ

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=32023

URL 千葉県建築文化賞 HP

(https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/bunka/)



千葉県庁 HP

- ※1 住宅とは、専用住宅、併用住宅(住宅の部分が 1/2 超)、集合住宅、別荘等です。 一般建築物とは住宅以外のものです。
- ※ 2 増改築、リフォーム、耐震改修を行った建築物も対象です。
- ※3 1次選考後に実施する現地調査にあたっては実施方法等、追って対象作品の応募者に通知する予定です。